

## 愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 215 号（諮問第 226 号）

件名：どのような説明がされたのかわかる文書の不開示決定に関する件

### 1 開示請求

令和 4 年 5 月 16 日

### 2 原処分

令和 4 年 6 月 9 日（不開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報の自己情報開示請求（以下「本件請求対象保有個人情報」という。）について、開示請求書の「開示請求をする保有個人情報の内容」欄の記載に不備があり、対象文書の特定ができないため、開示請求者に対し当該不備を補正するよう求めたが、補正されなかったことから、開示請求書の記載に不備があるため、不開示とした。

### 3 審査請求

令和 4 年 7 月 7 日

原処分の取り消しを求める。

### 4 諮問

令和 4 年 8 月 24 日

### 5 答申

令和 6 年 1 月 30 日

### 6 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報について不開示としたことは、結論において妥当である。

### 7 審議会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例（平成 16 年愛知県条例第 66 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張を踏まえ、以下判断するものである。

#### (2) 補正非応答について

ア 補正について

開示請求書に記載が必要な「開示請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」（条例第16条第1項第2号）とは、事務事業の名称・内容、開示を求める具体的な内容等、当該保有個人情報が記録されている行政文書を特定するために必要な事項をいい、行政機関の職員が、開示請求者が求める保有個人情報を他の保有個人情報と識別できる程度の記載を要するものと解される。

処分庁によれば、本件開示請求の対象となり得る保有個人情報について検索したところ、審査請求人に既に開示している警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号 A:○ 受理日時 令和3年12月23日。以下「相談簿○」という。）以外に該当する文書は確認できなかったことから、補正の参考となる情報について、既に開示されている相談簿○を教示するとともに、審査請求人がなおも相談簿○以外の行政文書の開示を求める場合には、具体的な行政文書の名称を示すように補正を求めたところ、審査請求人から相談簿○以外の文書の開示を求める旨の回答があり、再度、同様の補正を求めたが、審査請求人から追加の提出はしない旨の意思表示があったことから、補正非応答による不開示決定を行ったとのことである。

当審議会において相談簿○の内容を確認したところ、令和3年12月23日に審査請求人から提出された苦情申立書に対してなされた説明内容が記載されており、本件開示請求書に記載された開示請求の内容に合致するものと認められるところ、令和4年5月24日付けの補正を求める通知は、審査請求人が開示を求めている保有個人情報が、既に審査請求人に開示されている相談簿○なのか、それとは別の保有個人情報であるかを確認するものであり、処分庁が審査請求人の真意を確認し、請求内容を明確にするためにこのような補正を求めることは不合理なものではない。

#### イ 補正非応答による不開示決定について

当審議会において補正を求める通知に対する審査請求人の回答書の記載内容を確認したところ、審査請求人は相談簿○とは別の保有個人情報の開示を求めていることから、これにより、本件開示請求は、別記に該当する保有個人情報のうち相談簿○を除くものに補正されたと解される。

そして、処分庁によれば、審査請求人が令和3年12月23日に提出した苦情申立書に対しては文書での回答を行っておらず、A警察署警察職員Bが説明していることをもって「解決」として処理されたものであり、また、本件開示請求の対象となり得る保有個人情報について検索したところ、審査請求人に既に開示している相談簿○以外の保有個人情報は確認できなかったとのことである。

これらのことからすれば、処分庁は、別記に該当する保有個人情報のうち相談簿○を除くものを保有しておらず、本来は、不存在による不開示決定をすべきであったものと認められるが、処分庁が不開示としたことは、結論において妥当で

ある。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) まとめ

以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

## 別記

警察安全相談等・苦情取扱票（整理番号 A：○ 受理日時 令和3年12月23日）の所属長指揮事項欄に「既に説明済のため、・・・」と記載されています。

そこでどのような説明がされたのかわかる文書の開示を求めます。

ア 私はA警察署長あてに質問書を提出

イ 警察から何も反応なし

ウ 事前に架電（説明を求めること）し、令和3年12月23日A警察署を訪問し、質問書の内容について、説明を求める。

エ A警察署警察職員Bは、おおむね相談簿○の内容を言う。

オ 私は、その内容はまったく説明になっていないので、正確な説明内容を文書にして回答することを求めた。

よって、オの内容の文書及び令和3年12月23日の対応内容が分かる文書の開示を求める。

※相談簿○では、私が反論した内容が何も記載されていない。